

## 次世代育成支援対策推進法に基づく

### 「一般事業主行動計画」

西京インテリジェンスパートナーズ株式会社は、社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を整えることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするために次のように行動計画を策定しました。

1. 計画期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日までの5年間

2. 行動計画の内容

目標1：子育てを行う社員の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境を整備し全社員へ周知徹底を図る

< 対策 >

- ・平成30年4月1日 就業規則（平成29年10月改正育児・介護休業法の施行対応）を改正
- ・平成30年4月1日～ 社内広報誌等により社員へ周知

目標2：所定労働時間削減のための措置を実地し所定労働時間を削減するため「ノー残業デー」を設定する

< 対策 >

- ・平成30年4月1日～ 毎週火曜日と木曜日を「ノー残業デー」として設定し全社員へ周知徹底を図る

目標3：年次有給休暇の取得のための処置を実施、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする

< 対策 >

- ・平成30年4月1日～ 従業員の年次有給休暇の取得状況を把握
- ・平成30年4月1日～ 1年間に10日（前期に5日、後期に5日）以上取得できるように取得促進のための計画書を策定する

平成30年4月1日

西京インテリジェンスパートナーズ株式会社  
代表取締役 山形 恵則